

## 県庁舎広告審査会設置運営要領

平成21年2月10日制定  
平成24年6月6日改正  
平成29年6月6日改正  
令和2年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、県庁舎広告掲載実施要綱第5条に規定する広告審査会の設置、運営に  
関して必要となる事項について定めるものとする。

(構成員等)

第2条 審査会の委員長は財産有効活用課長を、委員は財産有効活用課の建築主監、次長、  
担当係長の職にあるものをもって充てる。

ただし、委員長が必要と認めるときには、これら以外の者を委員に加えることができる。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委  
員がその職務を代理する。

(開催等)

第3条 審査会は、委員長が必要と認めたときに、招集する。

2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数の出席により成立する。

4 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決すると  
ころによる。

5 前項に定めるほか、委員長が必要と認めたときは、関係者に会議への出席を依頼し、説  
明を求めることができる。

附 則

この要領は、平成21年2月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。